

平成 25 年度 長野県後期高齢者医療広域連合一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 平成 25 年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計
- (2) 平成 25 年度長野県後期高齢者医療広域連合特別会計
- (3) 財産

2 審査の実施日等

- (1) 実施日 平成 26 年 8 月 25 日 (月)
- (2) 場 所 長野県後期高齢者医療広域連合事務局

3 審査の手続

本審査に当たっては、歳入歳出決算及び同附属書類について、主として決算計数の過誤の有無及び収支の適法性に注意し、決算資料、関係諸帳簿及び証拠書類の照合並びに関係者からの決算に係る説明の聴取により実施した。

第 2 決算の状況について

(1) 一般会計

歳入総額は 7 億 5,738 万 25 円、歳出総額は 6 億 5,295 万 426 円であり、実質収支額は 1 億 442 万 9,599 円である。このうち、国庫支出金の精算のため翌年度に償還すべき金額が 9 万円あるため、実質的な剰余金は 1 億 433 万 9,599 円となった。

主な歳入は、分担金及び負担金であり、構成比にして 77.6%、全額が市町村事務費負担金である。次いで、繰越金で構成比 22.1% である。主な歳出は、民生費で構成比 59.5% であり、このうち特別会計の事務費等に充てる特別会計繰出金が 3 億 8,615 万 3,811 円と大半を占めている。次いで、総務費で構成比 40.4% である。

平成 20 年度以降、補正予算において、前年度の実質的な剰余金を市町村事務費負担金から減額することにより精算が行われている。平成 25 年度においても、平成 24 年度の実質的な剰余金 1 億 5,641 万 8,565 円を市町村事務費負担金から減額することにより精算が行われている。

(2) 特別会計

歳入総額は 2,558 億 8,878 万 6,042 円、歳出総額は 2,456 億 4,002 万 5,714 円であり、実質収支額は 102 億 4,876 万 328 円である。このうち、国庫支出金及び支払基金交付金の精算のため翌年度に償還すべき金額が 68 億 1,002 万 4,844 円あるため、実質的な剰余金は 34 億 3,873 万 5,484 円となった。

主な歳入は、支払基金交付金であり、構成比にして 39.0%、次いで国庫支出金で構成比 33.4%、市町村負担金で構成比 15.4%である。主な歳出は、療養諸費が大部分を占める保険給付費で、構成比 97.7%を占めている。

歳入のうち医療給付等に係る法定負担分は、国、県、市町村合わせて 2,233 億 9,058 万 7,452 円で構成比 87.3%を占めている。この中には、国庫負担金の高額医療費負担金の平成 24 年度精算による追加負担金 1,340 万 8,978 円が含まれている。

また、諸支出金は、構成比 1.7%であり、決算額 41 億 9,738 万 7,047 円のうち、平成 24 年度分の国庫支出金の精算による償還金 41 億 8,533 万 8,997 円が含まれる。

第3 審査の結果及び意見

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに同附属書類は、いずれもその計数が正確であると認められた。

予算の執行、経理事務及び財産の管理など財務に関する事務の執行については、実際の収支が収支命令に符合しており、適正に執行されているものと認められた。

また、歳計現金の運用についても、残高状況の把握に努め対応可能な範囲の有利な方法で安全に行われていた。

保険給付費が増加傾向にある中、各種事業が適切に行われているものの 2,500 億円を超える予算であるため、一層の効率的な経費執行に努めていただきたい。

昨年 8 月の社会保障制度改革国民会議の報告書において、「現行制度を基本としながら必要な改善を行っていくことが適当」と制度継続の方向性が明確にされ、また、社会保障制度改革プログラム法に基づき、低所得者に対する保険料の軽減措置の拡大等が図られたが、今後も高齢者が安心して医療を受けられるよう、引き続き適正な制度運営並びに健全な財務執行に万全を期されたい。